

令和3年 第13回
教育委員会臨時会会議録

令和3年5月5日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2566号
令和3年第13回臨時会

日 時 令和3年5月5日（水） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	教育長室長	佐 藤 博 史
	図書文化財課長	江 村 信 行

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
-------	--------	---------

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の修正について

「開会」

○教育長 それでは、改めましておはようございます。教育長の浦田でございます。ただいまから、令和3年第13回の教育委員会臨時会の方を開会させていただければと思います。本当に、連休中のお休みの中に、急に臨時会の開催ということで、大変申し訳ありませんでした。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは早速日程に入りたいと思います。本日の署名委員は寺原委員にお願いをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○寺原委員 承知いたしました。

日程第1 審議事項

1 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の修正について

○教育長 それでは日程の第1、審議事項に入ります。議案第35号「高輪築堤の保存活用に関する要望書の修正について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 それでは、高輪築堤跡の保存活用に関する要望書についてご説明いたします。これは港区教育委員会として、JR東日本旅客鉄道株式会社の方に、2回目となりますけれども、要望する提出資料でございます。今回こちらの資料を御覧いただきますと、これまで品川開発プロジェクトの中で行われてまいりました活動、取組の中で、まず「橋梁部を含む約80メートルおよび公園隣接部約40メートルの2箇所を現地保存する」ということについて、一定の評価をするものでございます。

その一方で4街区の部分、「信号機土台部を含む約30メートルを移築保存する」ということについては、港区文化財保護審議会委員を務める有識者8人の見解では、「鉄道を安全に走らせるための技術の一つである信号機の土台跡と共に、高輪海岸の形状に合わせて建設された海上の築堤が380メートルにわたって検出されており、鉄道遺構らしい連続性を備えた様相を呈した貴重な遺構」という、そういう見解を頂きましたので、その見解をここに表明いたしまして、その上で1点目から4点目まで要望を記載いたしているものでございます。

1点目として、5街区・6街区、これについては開発計画を、現地保存を考慮してつくること。

そして2点目として、記録保存調査について、詳細かつ慎重に行うこと。

3点目として、高輪築堤の遺構を子どもたちに広く見学させること。

4点目として、国の文化審議会からの建議にありましたように、国史跡指定を目指して、関係機関と協力して進めるということでございます。

なおこの4点を掲げるに当たりまして、このような意見を、下から11行目でございますが、「このような意見を申し述べた上で、4街区の再考に加えて、以下の4点について改めて要望」しますと伝えておりますけれども、ここで、「4街区の再考に加えて」という部分につきまして、削ること

ができるかできないかということについて、ご検討を頂ければと思います。

また併せまして、先程中村先生の方からご指摘を頂きましたけれども、その前の行の、「現地保存に向けた再考を強く期待いたします」という、この表現につきましても、場合によりましては「再考を強く」という部分につきまして、何らかの調整が可能であればお願いできればというものでございます。

説明の方は以上でございまして。よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長 それと、星川推進部長の方からも何か、補足の説明はございましてでしょうか。

○教育推進部長 簡単に申し上げます。今、江村課長の方からご説明がありましたとおり、こちらの部分につきまして、改めて皆様のご意見を伺いながら、表現を変えることができるかどうか、そういう形でご検討をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまのお2人の説明に対して、ご質問、ご意見があればお願ひいたします。

○田谷委員 本日はまたお休みのところ、このような機会をつくっていただきまして、教育委員会には大変心より感謝申し上げます。よろしくお願ひいたします。

問題になっております今回の件なのでございましてけれども、冒頭に、改めまして浦田教育長のお考え、並びに改めて経過等について伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 ありがとうございます。この高輪築堤に関しては、私ども非常に大きな遺跡ということもありまして、港区単体ではなかなか動きづらいところもございました。そのような中で、国あるいは東京都、そして事業者であるJR東日本と、この間約1年間にわたって検討を進めてきた中で、そこに谷川先生が入った検討委員会の中で、このたび一定の見解は出されたことで、JR東日本がこの築堤の保存に関しての方針を示したところでございまして。

そういう中で、様々な考えがある中でまとまってきた、そして都心部における開発と保存という中で、これはやはり1地権者に対する負担というところもございまして。そこも踏まえた中で、一定の検討をしてきて、そして一定の方向性が出たというところでもございまして、なかなか時間的なこともあって、先にさらに進めていく、そしてこの築堤を、まず3街区の現地保存という案を今回示されたわけですので、そこをきちっと示していくためにも、ぜひ先に進めていく必要があるのかなと考えてございまして。

そのような中で、それぞれの調整をした中でのものもございまして、ぜひ私としてはこの先きちっと進めていくことで、この築堤に関して保存を進めていきたいと考えてございまして。そういう中でやはり文書というのも、様々なものが出されていますので、その整合性も含めて、きちっと整理していく必要があるのではないかなと考えてございまして。

○田谷委員 教育長。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 お考えを伺うことができ、大変よかったですと思ひます。ただ、今回の件については、非常に前回の臨時会でも我々の方から発言申し上げたように、重要な部分のことになりますので、都心部における開発と保存の問題という、また地権者の問題というのもあると思ひますけれども、

その辺のところを吟味した上で、また色々、先生方のご意見も伺っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでございませうでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 まず議論の前に確認なのですが、今日の会議、議案番号は35号になっていますけれども、前回の持ち回り審議は一応可決した上で、もう1回その修正の会議というのが今日だということの位置づけで、それは間違いないですよ。先程の事前のご説明もそのようにあったと思いますけれども。

○教育長 教育長室長。

○教育長室長 会議の追加扱いということでご理解いただければと思います。よろしく願いします。

○山内委員 そうすると議案番号が、もう1回見直し修正になると、1回可決していると36号にしなくて、35号のままでよろしいのですか、この場合は。

○教育長室長 35号の追加扱いという形になりますけれども、これは35号の追加という整理で考えております。

○山内委員 手続的なことは、ほかの委員の弁護士のお2人の方がお詳しいと思いますので。1回可決したものを、さらに修正する場合にどう扱うかということ、一応合意した上で進めた方がいいと思います。

○教育長 この番号については、ぜひちょっと整理をさせていただければと思います。

○教育長室長 今、改めてここは確認をして、適切に処理をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○寺原委員 すみません、今日の前提なので確認ですけれども、番号は別として、28日の時点で、持ち回りで審議で可決をしたということ自体は、それは前提にして理解しているのですが、そこはよろしいのですよね。

○教育長室長 第12回の臨時会で可決という前提になってございます。

○寺原委員 承知しました。

○教育長 番号についてはちょっと整理をさせて、その事実関係がはっきりするようにさせていただければと思います。

山内委員、その前提の下で、次のお話はありますでしょうか。

○山内委員 もちろん、色々ありますけれども、各委員の方からもあると思いますので、ご意見を聞きながら、私も意見を述べます。

○教育長 各委員の皆さんはいかがでしょう。

○中村委員 中村です。

○教育長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 事実経過について、ちょっと知らないところがあるので、もし分かれば教えてください。

い。

まず、2月の文科大臣が現地視察をしたときには、第4街区というところはどんな状況だったのでしょうか。

要するに、もう発掘は全部終わっていて、この間我々が現地で4月に見たときと同じような状況になっていたのでしょうか。それともまだ発掘途中で、当該信号機を含む部分とかは、まだ2月の段階では明らかになっていなかったのでしょうか。その点を事実確認として、一つ教えてください。

○図書文化財課長大臣が見えましてのは2月16日でございます。その頃ちょうど4街区の検出調査というものが、概ね終わっていたところでございます。ただ、高輪築堤調査・保存等検討委員会の方では、全くその部分についてまだ審議はされていなかったという段階でございます。検出調査は概ね終わりましたけれどもというところで。

例えば信号機の部分が、あれが信号機であるのかどうかというところも、その時点ではまだよくは分かっていなかったという状況でございます。

○中村委員 では大臣は、4街区の状況は確認せずに、その後の手続を進めていく意向だったというところで理解していいですか。

○図書文化財課長 大臣が御覧になりましたのは、1街区、2街区、3街区。主に2街区、3街区の部分で、4街区の方は御覧になっていないという状況でございます。

○中村委員 JR東日本からも第4街区の状況は、大臣は聞いていないのですね。

○図書文化財課長 一連の遺構がそこに出るという説明はあったかと思えますけれども、その詳しい状況についてそこでは、そこまで時間もなかったこともございますけれども、議論にはなっていないということでございます。

○中村委員 分かりました。それから二つ目ですけれども、全体の検討体制があったというのは、これは、いつできたのですか。

○図書文化財課長 今回の調整のために、このたび設けられたものでございます。

○中村委員 これはもともとつくる予定だったのですか。それとも今回港区がこういうものを出す予定になったからできたのですか。もともとできるものだったのですか。

○図書文化財課長 これは高輪築堤を残すために、様々な計画の変更手続をしなければいけないということのできたと聞いております。

○中村委員 計画の変更をするための調整としてできたということですか。計画の変更をするためですね。文化財を残すためではないですね。

○中村委員 JR東日本の色々な広報雑誌等を見ると、2024年度にここの4街区までの工事については全部完成させて、実用化したいという要望がありますけど、この2024年度までに全て終わらせるということでは理解していいですね。

○教育長 その後の、それを残すためのことを円滑に進めていくためには、様々な都市計画関係の調整をできるだけ早くするために集まって、円滑に進めていくということですので、保存と開発を両立するためと理解していただければと思います。

○中村委員 分かりました。それから、港区の文化財保護審議委員会でしたっけ。これって高輪築堤のための会議というのは、審議会としては何回くらい行われたのですか。

○図書文化財課長 高輪築堤に関する会議という形では、公式な会議としては開催しておりません。といいますのは、今日の資料につけてございますけれども、参考条文で港区文化財保護条例というのがございます。そちらの方の第三十九条に「委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない」という規定がございます。区の指定文化財の指定、またはその解除などが一号から五号まで並んでいるところでございます。第六号に、「前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項」ということになっているというものでございます。

もし高輪築堤に関して、特例的に何かしらの審議を公式に、条例上の諮問という形であれば、この「委員会が必要と認める事項」ということで、教育委員会の方で諮問の議決をさせていただいて、それで諮問をするという形になりますけれども、そこまでの諮問での手続を取っておりませんので。附属機関の委員会の方で、自発的に今まで2街区、3街区を御覧になりまして、また要望書を出すということをやりました。

4街区についても、4月の一般公開の前後またはその1週間後などに現地を御覧いただきまして、そこで議論されているということがございますので、何回というちょっと回数のお数え方が難しいのですけれども、そのような状況でございます。

○中村委員 ありがとうございます。ということは、文化財保護条例の三十九条の六号に該当するような場合に、初めて審議会は高輪築堤についての意見をまとめることができると。それを委員会、これって教育委員会のことだと思うのですが、教育委員会に報告するということがこの三十九条の六号にあるのだけれども、委員会の方から特に諮問をかけなかったから、審議会は何も高輪築堤については、合議体としては何の協議もしていないし、結論も出していないと、そういうことでよろしいですか。確認です。

○図書文化財課長 ただいま中村先生のおっしゃったとおりでございます。

○中村委員 分かりました。それから、谷川委員長がJR東日本の中の検討委員会の中の委員長みたいな立場におられるようですけれども、これって港区としては、谷川さんが委員長になること自体は、事前に知った上で、谷川さんが委員長になっておられると理解していいですか。

○図書文化財課長 そのように理解して問題ございません。

○中村委員 確認ですけれども、この検討委員会というのは、JR東日本の中の会議体ということでもいいですね。

○図書文化財課長 JR東日本が事務局として設置した会議体でございます。

○中村委員 第三者委員会的なものではないですね。

○図書文化財課長 第三者委員会ではなく、JR東日本が設置をしたものでございます。それについては当初、区の方で設置という話もいたしたところだったので、これは東京都の方からも意見がございまして、やはり自らの所有物について、どのような方向で持っていくかということについては、JR東日本が自ら事務局として、自ら検討委員会を設置して行った方がいいという、

そういうアドバイスを頂きまして、このようにしたものでございます。

ただ、この検討委員会の方にも、オブザーバーとして港区教育委員会も参加をしております。東京都教育委員会も参加をしております。また、4月からは文化庁も参加をしておりますので、その行方というのは、文化財行政の中で、いわば見守られているというか、ある意味で監視されているという、その中で進められているものでございます。

○中村委員 谷川さんが委員長になったことに関して、港区の教育委員会は何ら、全然タッチしていないということではいいですか。何か推薦とか内部でしたのですか。

○図書文化財課長 委員長については、これは当時3人だったと思いますけれども、委員の中の互選という形で選ばれたものと思いますので、港区が推薦したというものではございません。

○中村委員 委員自身も推薦していないのですね。

○図書文化財課長 推薦というところがちょっと難しいのですけれども、一応港区にも、そういう委員会を設置するに当たってどうしたらいいのかというご相談がありましたので、このようにしたらいいいということで、区の方からも大分アドバイスをしました。それで、実は最初に、ある種お手本のような形で、区の方が形を示して実施をした会議を2度程持っております。こういう形でお手本を示して、「分かりました、あとはJRでやりますから」ということで、JRがそれを引き継いで、JRとしての第1回目として開催をして、ここまでやってきたということでございます。

○中村委員 その委員の1人に谷川さんが選ばれた、そして内部で委員長になったようですが、そこについては区は、その事実は知っていたけれども、特に何も言わなかったということですか、教育委員会としては。

○図書文化財課長 承知はしておりましたけれども、その事実について特段、区から何かのコメントを出すということではございません。

○中村委員 分かりました。以上です、私が事前にちょっと質問だけしたかったので、質問だけで取りあえず置いておきます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 すみません、1点だけ確認で。今回28日の持ち回り審議で、要望書の内容がについて、教育委員会の総意で可決をしたわけですが、それについて今回再審議ということで、この要望書を審議したときに、我々が認識していた事実が例えば誤っていたとか、事実に変更が生じたということであれば、再審議というのは分かりやすいパターンだと思うのですが、今回そうではないと思います。再審議をする具体的な理由をまず教育長からご説明頂くのはいかがでしょうかと思います。

○教育長 ありがとうございます。今回、開発と保存という中で、私ども港区だけではなくて開発事業者、JRさんに加えて国、東京都とも連携をして進めてきた経緯がございます。

その中で、先程来お話がありました検討委員会の中では、一定の結論が出たことに基づいて、JR東日本が今回の高輪築堤の保存に関する方針を示して、前に進んでいくという状況に対して、港区の教育委員会が一定の意見を申し述べるという状況の中で、28日に審議がされ、可決されたこ

とについては、私もきちっとご承知しているところでございます。

そのような中で、やはり開発と保存を進めていくという状況の中で、様々なご心配等を頂いている状況がございまして、それに対して本当に申し訳ない状況なのですけれども、改めて、ちょっと今回臨時の委員会を開いて、その中で協議をしていければなということでのお願いでございまして。

今、寺原委員からお話があったように、例えば現地の築堤の状況が大きく変わったとか、先程お話があった、一つの例だと思いますけれども、偽物であったとかいうことでは全くないので、そこはご理解を頂ければと思います。私からは以上です。

○寺原委員 ありがとうございます。とすると、28日以降、事実には大きな変化があるというご説明ではないという理解で承りました。

○教育長 お願いします。山内委員どうぞ。

○山内委員 私も議論に入る前に、事実関係の確認です。一つは先程中村委員からの確認の続きですけれども、まず、文化財保護審議委員会の方たちは特に、例えば要するに文化財保護審議会の方で谷川さんを推薦したとか、あるいは谷川さんに全権を任せる、そういう手続をしたということでは一切ないと、それに関しての会議を開いていないわけですから。そういう認識でよろしいですね。

○図書文化財課長 山内先生のおっしゃいましたとおり、そういう認識で間違いございません。

○山内委員 それから次に、もう一つは先程文化財保護審議会の会議を開かなかった、第三十九条第六号としての手続をしていないのということですが、この教育委員会の中で、文化財保護審議会の意見、見解を求めべきなのかということは、私も何度か申し上げたと思います。それで、分かりましたという話がありましたけど、では、なぜそこできちんと審議会に諮問するという手続をお取りにならなかったのでしょうか。

○図書文化財課長 今のご指摘でございまして、4月13日に確かに明確に山内先生の方から、審議会の方の見解を聴くべきという、そういうご発言がありました。私の方、それを受けまして、審議会の委員の皆様の方に、意見を聴くというように理解をしまして、このようにしたものでございます。

そこで、諮問の動議を出しまして、議決をするという手続を取れば、本当に公式な条例上の諮問ということになりますけれども、そこまでのレベルでなくても、審議会の委員の皆様の見解を聴くということは実際にはできますので、そのように考えたものでございます。手続のところにつきましては、今後引き続きよく手続的な問題がないように気をつけてまいりたいと思います。

○山内委員 私の記憶では、4月の教育委員会以前にも、やはり教育委員会の中で、文化財保護審議会の意見ということで確認をしたと思います。結局全部意見のレベル、聴取のレベルでいいというふうに判断をされていたということでしょうか。私は逆に、公式の会議を開いていただいているものだと思っていたのですけれども。

○図書文化財課長 そこにつきまして、意見聴取で見解を伺うという、そういうものでいいというように事務局としては解釈しまして、意見を伺っていたというものでございます。公的な、条例上の公式の諮問をしたというものではございませんでした。そこは説明が不足しておりまして、申し

訳ございませんでした。

○山内委員 事実関係の確認は、私からは以上です。

○教育長 事実確認が終わったということで、これから意見を頂ければと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○山内委員 まず私から、一つ意見を申し上げます。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 今回のことは、基本的には1回可決したものを短い期間でもう1回修正するというのは、かなり異例なことだということは互いに認識しておく必要があると思います。それで今後、こういう文化財の保護をめぐる手続については、しばらくしてから後に、どういう手続がなされたのか、それが適切な議論だったのかということは必ず問われると思います。ですから、それにきちんと耐えられるようなものでなければいけないのだろうと私は認識しています。それが特に文化財保護の立場で意見を言うべき教育委員会、それからあと、それを踏まえて調整する港区の立場で重要になってくると考えます。

その中で言うのですね、今回1回決めたものを修正する、その事情としては1回可決したんだけど、それを文化庁等に関係各所に事前に提示したところこれに対してハレーションがおこる、先日星川部長から1時間にわたって、私は電話でかなり念入りにというか話を聞きましたけれども、そのハレーションがおこる。そのうしろには官邸があわてている。更に新聞にこれが報道されることを危惧している。そういう色々な説明を受けました。

そういう状況の中で変えたということ自体が、後でこの教育委員会としての立場、あるいは手続としてそれが適切なものなのかということ、問われることになるのではないかと。ですから実は文言の修正、内容以上にそういう手続をすることが本当に適切なのかどうかということも、しっかりここで議論しなければいけないのではないかと考えます。まずここまでに私からの意見は一回止めておきます。

○教育長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○寺原委員 私からも意見を。先程、28日の可決の後に再審議をすることが迫られるような、事実の事情の変更はないということが確認できました。各所からのご心配ということが今回の再審議の理由だということで、私が懸念するのは、この件に限らず、独立、自主性、自立性を持った教育委員会という場が、法律と条例に基づいて審議をしたことについて、事情の変更もないのに再審議を迫られるという状況自体が、今後繰り返されることあるのかもしれないという、大きい疑念というか懸念を持っています。地域の皆様が教育委員会の立ち位置、中立性、独立性について疑念を抱くことがないように、今日の審議は丁寧にやる必要があると、私も考えています。

○教育長 ありがとうございます。ほかにご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 今回こういう機会を持たなければいけなくなった経緯としては、実体的な理由はよく分かりますし、教育委員会としても非常に立場として、何というのですか、一行政組織として色々言われてお困りなことはよく分かります、事実上。

ただ、やはり今、寺原委員からの言葉にもありましたけれども、やはり地元の教育委員会として、やはり教育的に文化財を守るという立場にあるべき教育委員会が、やはり純粋に文化財の価値を考えて、そういう視点からアドバイスというか意見を出していく。もちろん対立利益として、都市の開発というようなことがある。そういうのがあるので、大きな公共性があることも事実です。

ただ、この教育委員会というのは、基本的にそこを第一義的に考える組織ではないと思うのです。やはり文化財はどれくらいの価値があって、どれくらい残していかなければいけない価値があるのだというところをしっかりと見て、その上で残すべきか残さないべきか、残さないのだったら、違う方法はどのような方法を取るべきなのかということをもとに一番言わなければいけないし、言うことを期待されている機関だと思うのです、教育委員会というのは。特に地元の教育委員会は。

となればやはり、どういうことがあるか知りませんが、取りあえず純粋に文化財の保護という観点から意見を出していくというのは、これはあるべき姿だし、内容を変えるというのは、本来あってはいけないことだと思うのです。

もちろん教育委員会としての合議体で、そうせざるを得ないというのが合議体で決めれば別ですが、しかしながら、本来それはもう全て議事録にも残り、港区民も後で見られるわけですから。その後のことを考えると、よほどの事案があれば別ですが、今回は国家戦略特区となっているということだと思いますけれども、そこで、今はやりの言葉で言うと、忖度するような態度を教育委員会が取っていいのかということ、それはやはり断じて行ってはいけないと、私は思います。行ってはいけない、どうしてもやらなければいけないという事情があるかということ、今、教育長をはじめ、担当者の方から聞く限りは、そんな事情ではないのではないかと。

教育委員会としてちゃんとした意見を言って、それで仮に新聞報道とか色々なところで、何かどうも燃えているらしいよという情報が流れてしまい、例えばそこで何か訴訟沙汰になったりとかして計画が遅れるとなったとしても、それは前例として、やるべき人がちゃんとやっているのであれば、それは計画変更が遅れるのは、ある意味当たり前の話ですし、2024年度までに絶対やらなければいけないという、その国家の考え方自身が間違っているのではないかと私は思います。

ですので、そういう意味からいって、今回の再審議、本当にやる必要があるのかということに関して、私は甚だ疑問に思っていますし、結論から先に言うと、この文言をカットするというのは反対します。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 山内です。まず、教育委員会の立場、役割って何かということを考える必要があると思いますし、あるいは学校教育において、この事例をきちんとどう今後生かせるのかということも考えなければいけない。例えば、今までに自然の保護とか文化財の保護というのが一つの事例になったときに、ではそのときに望ましい姿として出てきたものかというと、そういう忖度をして意見を曲げましたということが好ましい事例として取り上げられるかということ、そんなことはないですよ。

今後港区の、地元の貴重な文化財について、ではそれをどういう形で保護に関わったのかという

ときに、こういう形で官邸からの圧力で意見を曲げました。あるいは新聞に報道されるのが怖いので、意見を曲げろと言われて意見を曲げました。それって教育的にもいい前例になるのでしょうかということです。

あるいは、このことで文化財の価値の視点から新聞が取り上げたって大いに結構なことだし、逆に地域開発の視点から、逆の立場で真摯にご説明する。それも大いに結構なことです。そういうことを波風立たないように押さえ込むということ自体も課題であると。

では例えば学校現場で、新聞というものの意義をどういうふうに扱っているのでしょうかということを考えても、そういう学校教育の現場も一緒に関わっている、教育委員会として、そのような官邸からの圧力、あるいは官邸が新聞に報道されることをおそれて圧力をかけてきた。それに対して曲げるということはやはり教育委員会という場では、やってはまずいのではないかと考えます。

そもそも教育基本法そのものがどういうことからできたかということについての認識、そこからしても結局、教育基本法が戦後、昭和22年にできた。それは実は戦前の官僚主義、つまり国の意向に従って全てが、言うべきことを言えない、その中でいわゆる忖度ですよ、今の言葉でいう。官僚主義が非常に強くなった。そして批判的な判断の自由がなくなった。それをもう1回、そこを反省して新たに出直すのだということが出発点でできたのが教育基本法なわけです。それは実際に教育基本法を制定したときの文部大臣が、文部省の職員に対して就任の演説をした。そこでもそういう説明をしています。

そういう事実からしても、こういう悪い意味での官邸中心の官僚主義、それに合わせて教育委員会として意見を曲げるということは、やはりおかしいのではないかと考えています。そういう意味で、今日の修正の議案というのには反対をします。私からは以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 では追加で。私も今回、この件をきっかけに地方自治法や地方教育行政法を見直してみたのですが、基本的に教育委員会を含む地方公共団体については、自主性、自立性ということが基本理念としてあって、国や都道府県から指導を受けるという場合は限定されていて、仮にそれを受ける場合でも、自治体の自主性、独立性を保護しなければいけないし、法律上の根拠に基づいて書面で行わなければならないということが書いてあります。

これは翻ると、教育委員会あるいは地方自治体の独立性を保つために、国や都道府県、大臣から不必要な是正、勧告がないようにということが法律上も確保されているということ、今回改めて確認しました。

今回も関係各所からのご心配というものは、特に法律に基づくものでもなく、事実上のものだと理解しています。国との関係とか、開発と保存の関係とか、本当に事務局の皆様には多大な労力を割いていただいている、調整が大変なところだと心から感謝をしているところですが、今回これでオーケーとしてしまうと、本件だけにとどまる問題ではないのかなと感じていますので。結論としては賛成しかねるということになると思います。

○教育長 私の方から、改めてのご説明というか、要請になってしまうのかもしれないのですけれ

ども、今回、今皆さんからご懸念の点については重々承知をしているところでございます。その中で、この様な形での開催の願いをして、また事前の説明もさせていただいたというところに関しては、この4街区を再考しろという形になりますと、それに対する教育委員会としてのインセンティブというか、要は開発事業者と調整をしてきた中でということ言えば、例えば他の例でいけば、その買い上げみたいな話にも発展していくという状況もございまして、なかなかそこまで踏み込めないというのもありまして、今回改めての開催ということでございます。

教育委員会の立ち位置あるいは考え方、それについては私自身も十分承知しております。説明も含めて非常に不十分な点があったということを再度おわびを申し上げることと合わせて、今後こういうことがほかにも懸念されるというお話に関しては、そういうことは決してないということをお伝えした上で、今回の臨時会の開催の意味について、改めてちょっとお考えを頂ければというのが私からの話でございます。

山内委員、いかがでございますでしょうか。

○山内委員 今のお話で私が理解できなかったことを申し上げますと、教育委員会として買い上げのインセンティブなどの方法まで示さなければいけないということは、まずないと思いますけど。

まずこちらで言っているのは、ただ単に文化財の価値という点から再考を考えてほしいということであって、そのためのスキームをどうするかということは、また地域開発も含めて考えることで、その買い上げのインセンティブをつけなければ、そういう文化財の価値を主張することもできないというお話だと、ますます理解できなくなってしまうのですけれども。

○教育長 すみません、言い方に語弊があったのですが、ある意味スキームについても考えていかなければいけないということを申し上げたかったのですけれども、言葉が足らずに申し訳ありませんでした。

○教育推進部長 こちらの方の修正を出すに当たって、もう一度ご議論いただきありがとうございます。まず、高輪築堤調査・保存等検討委員会の中には、オブザーバーとして港区、東京都、文化庁も参加していて、一定程度その中で方向性を出し、かつ谷川委員長というのは、港区の文化財保護審議会の委員でもございます。そういう文化財保護審議会の考え方を代表する形で、そちらの委員会の中に委員長として参加させていただいて、かつ港区も東京都も国もオブザーバーとして、その中で議論を尽くした方向性ということで理解をしているところでございます。

そういうことで出た見解の方向性と合致するという考え方をするのが、港区としてそこに参加していた図書文化財課の方の代表として、考え方を取り入れた一つの結果として、その方向性に見合うような要望書を出していただきたいという趣旨でございます。原案を作成するに当たっては、こちらの方の文言については、当初入っていなかったものを、様々なご意見を頂きまして入れたという経緯はございますけれども、それを入れることによって、その検討委員会の方向性と違うという方向性を捉えられるような表現を、どうしても修正していただきたいという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○中村委員 今、星川部長のお話を聞いていると、そうであればその第三者委員会でどんな話がな

されているのかとか、結論である、JR東日本が出されるレポートだけではなくて、どんな話がその検討委員会の中でなされているのかとか、そういう話を情報として逐次教育委員会に入れておかないと。我々としては、検討委員会と歩調を合わせることがいいかどうかというのはまた話が別ですよ。別ですけれども、そういう情報は全く入れてもらえていなかったと思うのです。ですので、今頃そんなことを言われても、これは土台無理な話かなと思います。

そもそも検討委員会というのが、先程もちょっと質問しましたけれども、JR東日本がこの高輪築堤をどう扱うべきなのかということ、客観的な見地からしっかりした意見を伺いたいということで設けた第三者委員会的な委員会であれば、私はそこに港区の文化財審議会の委員である谷川先生とか、ほかの委員が入るのは、私は何も問題ないと思うのですけれども、あの委員会というのは、JR東日本の中に設けられている委員会ですから、そもそもJR東日本にマイナスになるような意見なんか出さないのです。普通に考えれば、法律家が見れば、そんな委員会はもうはっきり言って御用委員会でしょう、厳しい言い方ですけども。

そういうところに、港区の文化財保護審議委員会の委員が、委員で入っていくというのは、あくまでも文化財保護審議委員会というのは教育委員会の付属機関なのですよね。私はそういう人が委員で入っていくこと自身、そもそも事前に分かっているのであれば、それは止めなさいというべきだったと思いますよ。それくらいちゃんと独立した教育委員会の機関なのですから。

そもそもJR東日本の中にできている検討委員会の中にオブザーバーで入っていて、オブザーバーとして意見を言うことはいいですけども、そこに委員まで入れ込んで協力というか、ということ自身、これはもう明らかにそういうことをやってはいけないことなのではないかなと、私は思います。

ですので、もしそういうことをご期待なさっていたのだったら、こういうことを検討委員会で話していますよという情報は最低限流していただいて、その上で、その方向で「いや、それは駄目でしょう」と言えば教育委員会は言えますし、もっと早い段階で、委員会はこんな動きをしているのだと、委員会というのは検討委員会ですよ。JRの委員会の方がそんな話をするとすれば、それは教育委員会としたらおかしいでしょうという話で、事前に燃えて、事前にオブザーバーとして、それはおかしいのではないですかという意見も出せたはずだと思うのです。

それが、全然こちらには情報が入ってきていないわけですから。オブザーバーとして入ったのが逆効果だったともなりかねないような状況だと思います。今の星川部長のお話を聞いていて、そう思いました。以上です。

○教育推進部長 ありがとうございます。私どもは谷川先生を中心とする、その検討委員会自身、最初は江村課長の方から説明があったように、港区内に設置しようと考えておったところ、東京都も含めて、それについては所有者であるJRのところを事務局としてつくるのが、本来の姿、JRとしてそういう形できちんと議論をして公表する、そういうことが役目だということで、そのようにしたものでございます。

結果的に、外部から見ればそういう見方もする一方で、谷川委員長が港区の文化財保護審議会の

委員の代表として送り出し、港区の意見をしっかりと状況も含めて議論していただいたと認識しておりますし、かつ、港区としてもオブザーバーとして参加しておりましたので、きちんと文化財行政の視点で意見を述べたところでございます。

それで当初は、全部を記録保存という形にするという方向性が、国の力もありましたけれども、第七橋梁を残す、ほかの部分を残すという方向性が大きく変わったことによって、それが一つの成果だった。それは谷川教授、あるいは港区の方、そして国、東京都、そういうところがオブザーバー、そして委員として参加しなければなし得なかったことなのかなと理解しているところでございます。

確かに先生方に、その状況について逐一ご報告しなかったということは、今となっては申し訳ありませんけれども、その事情も含めてそのように考えております。申し訳ありません、よろしくお願いたします。

○山内委員 山内ですが、よろしいですか。谷川先生がJRの委員会の中で、難しいお立場で努力されたということ自体を、私はどうこう言うつもりはありませんけれども、一方で、今港区の代表として谷川先生をということを言われて、そしてその方向と違うところはどうしても避けてほしいという意見が星川さんからあったわけです。

これに関しては、もし本当にそうであるならば、まずきちんと文化財保護審議会に諮問をし、そしてその文化財保護審議会で、谷川さんを代表として送るということについてみんなが了解し、そしてまた、JRの委員会での検討の状況を文化財保護審議会にも適宜、谷川さんから報告がなされ、また教育委員会にもそれが報告されると。そういう手続きがきちんと踏まれていれば、それで問題ないのだと思うのです。

ただ今回は、文化財保護審議会では一度も議論していないわけですから、ある意味で、文化財保護審議会を代表する立場で谷川さんが参加したわけではないし、港区教育委員会としても、その枠組みの中に、どういうふうに関わるといことを確認したわけでもないというのが現状です。

問題があると思うのは、逆に文化財保護審議会の中でいったときに、谷川先生は適切な、ある意味で行動を取られているのかということだって、これは気をつけないと疑問が出てきてしまって、谷川先生ご自身にも気の毒な話になると思います。

というのが、先日頂いた、この要望書をめぐって説明をしているという中での資料、文書によれば谷川先生は、例えば文化財保護審議会の見解についての意見を出すことについても、JRのつくった高輪築堤調査・保存等検討委員会の見解の範囲内であれば、名前を連ねることができるけれども、それを超えるようであれば名前を載せることができない、というようなことをどうも発言されているようですね。つまり文化財保護審議会の意見自体も、その範囲を超えないようかなり調整されたと理解しています。

つまり、文化財保護審議委員会にしても、正式な会議は開かれていないわけですから、個人の意見を集約するといっても、結局そのJRの委員会の見解の範囲を超えないようにということで、ず

っと調整がなされているということも、ある意味で健全な議論を実は阻害してきたのではないかとさえ思います。これは文化財保護審議会の、おそらく委員の方々にも色々疑念はあるのではないかと私自身は思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、今、様々なご意見を頂いた中で、十分委員の皆様の説明し切れていない部分もありますし、また今、山内委員からもお話がありましたように、手続的なものも踏まえて、今日聞いていただいて、様々なご意見を頂いたのは重々承知しているのですが、それについてもちょっと改めて説明をする機会、あるいは事実関係を明らかにする機会を設けさせていただければと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○田谷委員 私も色々皆さんのご意見を伺っておりまして、確かに説明不足と、事実関係の経過、この辺の報告が我々になかったということは否めない事実だと思っております。できれば、教育長がおっしゃったようにそういう時間をつくっていただいて、できれば私としては、少人数で対面でやりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

○山内委員 山内です。経過について何うということは、した方がいいと思いますけれども、この件については1回可決して、今日議論して、特に修正という話にはならなかったわけですから、もう前回決まったことは決まったこととして、それはお進めいただいて、また説明は説明で別途お話を伺い、今後どうしていきましょうという話をするということで、よろしいのではないかと思います。

○教育長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

○中村委員 中村です。今、山内先生が言われたとおりで、私も異議ありません。

○教育長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 ご説明いただくのはもちろんありがたいのですが、それを繰り返すことによって、可決をされた要望書がずっと執行されないままになるということは、避けるべきではないかなと考えています。

○教育長 事務局はいかがでしょうか。星川部長どうぞ。

○教育推進部長 この文書につきまして、非常に何度もご説明させていただいておりますけれども、非常に今後の開発と文化財の保護という観点の進めていく方向性に大きな問題を発生する可能性もあるというのは、考えているところでございます。何とかもう一度ご説明の機会を設けさせていただきまして、引き続き継続でご審議いただければなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 今、寺原委員からもお話がありましたように、ずっとということではないのですが、ご説明させていただく中で、お時間を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田谷委員 このままでは堂々巡りで、言わば結論は出ているのですが、その結論に対して、何と申し上げていいのかわからないのですが、ですから内容は別として、そういう機会を設けていただいて、もう一度相互理解をするというところ、その結果でこれがこのまま。ただ、この

ままの状態ですと、これがこのまま眠ってしまうということになることを私一番危惧しておりますので、それに対して前進的な方向で進められることを期待したいと思います。

○教育長 ありがとうございます。皆さんのご意見も踏まえて、決して長くお時間を取らせていただくつもりはございませんけれども、事実関係含めて、なかなかきちっと説明し切れていない部分等々がございますので、改めて機会の場を設けさせていただければと思いますけれども、いかがでございませうでしょうか。

○山内委員 山内です。この問題ってやはり非常に重要なので、丁寧に説明していただくことは必要だと思いますけれども、今日、こういう教育委員会の臨時会という形で議論をして、そして次の議論は逆に内々の情報交換として話をして、ということになる。そしてまたもう1回教育委員会で議論する、というようなことをお考えなのではいせんか。

○教育長 今日の中でちょっと十分説明し切れなかった部分もございませうので、そこをきちっと説明した上で、ご議論いただければと思うのですけれども、いかがでいせんか。

○山内委員 そこであれば、もう今お話しいただいた方が、きちんと公になる形で説明いただいた方がより健全な感じがいたしますけれども、その点はいかかですか。

○教育長 星川部長どうぞ。

○教育推進部長 高輪築堤調査・保存等検討委員会、非公開なものとして進めてまいりましたけれども、このたびJRの方が、その議事録も含めて公開いたしました。その辺のものを含めて説明という機会を設けさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 その他、いかがでいせんか。

○中村委員 中村です。ではあれですかね、今日説明いただいたこと以外に、また追加で説明をしていただける材料を頂けるといふことですか。

○教育長 星川部長どうぞ。

○教育推進部長 はい。その検討委員会で出た資料とかも出ていますので、どういう形で議論を進めてきたというのを、改めて詳しく説明させていただきたいと思ひます。

○中村委員 今日のお話がまた堂々巡りして、同じ話をするなら全く意味がないので。また再びそのような場を設けるといふ必要性を私はあまり感じませんけれども。今日お話が出たもの以外に、色々な事実関係等を説明いただけるのであれば、その説明の機会を頂くのは、非常に私としてもありがたいと思ひます。

ただ、先程寺原委員も言われていましたけれども、この35号に関しては、一応この場で決議は通っているわけですので、早く出していただきたいなという気はします。以上です。

○教育長 ありがとうございます。田谷委員どうぞ。

○田谷委員 先程述べました件、今、山内先生、中村先生のご意見も伺って、その辺で前進的な、いずれにしろこの35号の結果にかかわらず、それを推奨するにしろ、どういうふうにするにしろ、やはりそういうところをもう一度きちっと説明いただいた上で、納得する結論を出したいと思ひしておりますので、ぜひとも私としては、そういう機会をつくっていただきたいと要望いたします。

○教育長 ありがとうございます。それでは、改めてそういう機会を、時間を置かずにつくらせていただくことで、事務局サイド、これまでなかなか情報提供も含めて、非常にきちんできていなかった部分もごさいます。また、本当に繰り返して恐縮なのですが、開発と保存という中で、ぎりぎりの調整が続いているという状況もごさいますので、その部分も踏まえ、そして教育委員会、皆さんからお話があった独立した立場、そして地元の教育委員会という立場も含めて、この要望書も含めて、きちんとした結果を出したいと思さいますので、その機会を与えていただければと思さいます。よろしいでしょうか。

○田谷委員 その方向でよろしくお願さしたいと思さいます。

○教育長 ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○中村委員 賛成です、その方向でお願さします。

○教育長 ありがとうございます。寺原委員はいかがでしょうか。

○寺原委員 では、時間を置かずに入れていただければと思さいます。

○教育長 ありがとうございます。山内委員いかがでしょうか。

○山内委員 今回は、説明はきちんとしておかなければいけない、それをしておくことが今後のために大切だと思さいますので、それを早急にしていただくというのは大事だと思さいます。一方で、35号の議案はもう1回可決されていますから、そのことはきちんとして尊重していただくと。今日もこれだけ議論して、それを見直すということについては、どなたも賛成の意見はなかったわけですから。もう可決したものは可決したものとして尊重すると、それはきちんとしていただかなければいけないのではないかと思さいます。

○教育長 分かりました、ありがとうございます。それでは、本当にお休み中の、それも長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございます。35号については、前回の時点での状況は変わっていないのは事実でござさいますので、可決されたという前提の下で、改めて説明の機会、そしてその取扱いについても調整をさせていただければと思さいますので、どうぞよろしくお願さしたいと思さいます。事務局の方からは、何かござさいますでしょうか。

○教育長室長 教育委員会会議規則になります、第3条第4項にござさまして、定例会及び臨時会は、会議の議決で会期を延長することができる、ということがござさいます。今回はその会期の延長ということが、皆様の了承の下で決まったという、そういった整理でよろしいでしょうか。

○教育長 それでよろしいでしょうか、皆さん。それで、時間を置かず、ちょっとその機会を設けさせていただければと思さいますので、どうぞよろしくお願さをいたします。私からは以上ですが、皆様から何かござさいますでしょうか。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございます。再三のお話で恐縮ですが、説明不足な部分がありました点については、改めてちょっとおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。ありがとうございます。

「閉会」

○教育長 それでは、これで第13回の教育委員会臨時会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子